

2010年9月3日

独立行政法人 国際協力機構
理事 粗 信 仁 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問(平成22年9月1日付 JICA(ER)第9-01001号)に対する答申について

JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月制定)2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査」にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査
(協力準備調査)
スコーピング案に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2010年7月20日(火) 14:00～16:30
- ・場所：JICA 研究所 (会議室：2階 201AB 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、田中委員、原嶋委員、村山委員
- ・議題：スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：1)スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査助言委員会資料
2)WG 会合説明用パワーポイント資料
- ・適用ガイドライン：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり答申を行う)

全体会合(第2回委員会)

- ・日時：2010年8月2日(月) 10:00～12:50
- ・場所：JICA 研究所(会議室：2階 大会議室)

上記の会合に加え、メール審議により答申案を確定した。

答申

事業の背景と代替案の検討：

1. 事業のマスタープランの段階で JICA ガイドラインに従った環境社会配慮審査会による審査対象から除外されていたため、事業の必要性及び代替案の検討など基本的な事項について説明又は情報提供が不十分な点が残されており、次の5点について対応すること。

事業の必要性についての記述が不足しているためバックデータを用いた事業の正当性を先ず説明すること。

事業の必要性を説明する為にも、今後の気候変動に伴う予測、洪水被害の実態、流量の水位変化等のバックデータについて記述すること。

代替案提示の仕方がわかりにくい。先ずマスタープランレベルでの代替案

比較検討を説明し、次にフィージビリティ調査における代替案抽出の仕方を見直しわかりやすいように説明すること。

代替案の比較検討において経済評価と同様、環境社会配慮についても具体的な数値を用いて検討すること。

代替案の比較検討において非構造物対策についても言及しておくこと。

生態系調査：

- 2．事業対象地域にホットスポットに関連する影響が示唆されているため生態系調査についてより詳細な調査項目を示すこと。

土地利用：

- 3．河川および河岸の土地利用、土地所有の現状を把握すること。

洪水要因：

- 4．洪水要因に関連して、降雨量、河川流量やその確率分析のみならず、森林破壊による影響、当該地域の開発事業による影響、カル川下流域における海面上昇および地盤沈下による影響等についても情報を収集すること。

スコーピング案：

- 5．スコーピング案に関して、以下の指摘に留意して項目ごとの判定を見直すこと。

「水利用、水利権、入会権」：堤防の設置に伴う農業用水への影響

「雇用や生計手段等の地域経済」：内水面魚業や砂利採集、宝石採取、家畜、日常活動における河川水利用への影響

「水質汚濁」：工事中的水質汚濁による影響

「ジェンダー」：河川へのアクセスの制限が女性の家事労働に与える影響

「地形・地質」：工事時の森林伐採の程度、工事用の土壌採取やその移動が及ぼす影響、土壌浸食による将来的な地形変化の可能性、構造物構築後の本川及び支川に与える季節毎の流下量並びに流下速度への影響

「海岸・海域」：対象地域から1 kmほどに位置する海岸・海域への、流量の増加や侵食による土砂、河川の生態系変化が河口や海の生態系に与える影響

- 6．スコーピングマトリックスの項目（貧困層・先住民族・少数民族、被害と便宜の偏在、文化遺産、水利用、水利権等）を考慮した社会経済調査を実施すること。

ハザードマップ

- 7．調査結果に基づいたハザードマップを作成すること。

ステークホルダー協議：

- 8．スコーピングの時点ではステークホルダーの十分な理解を得ていないと思われるため、JICA ガイドラインに従って実施されるステークホルダー協議等を通じてステークホルダーの意見を事業計画に取り入れること。
- 9．最終受益者を含む主要なステークホルダーへの社会調査を実施し、非構造物対策の具体的内容及びそれらがもたらす効果についてより詳細に記述すること。
- 10．ステークホルダー協議を複数回実施する予定であれば、その回数と開催時期を明確にスケジュールに記述すること。

住民移転：

- 11．RAP 作成にかかる調査の内容、方針をより明確にすること。
- 12．移転住民の数および正規、非正規または生計手段など現状の詳細を調査すること。
- 13．スリランカ国での住民移転に関する過去の訴訟や反対運動の実態について情報収集をし、そこでの主要な争点を把握すること。
- 14．スリランカ国での非自発的住民移転における補償基準及びその実施状況について把握すること。特に、国家非自発的住民移転計画法(NIRP)に基づけば、合法的な土地利用権を有していない住民は「補償対象になり得るが、現在所有している家屋、畑、家畜、生計手段を失うリスクがある」ので、JICA ガイドラインに基づいた十分な補償を確保すること。
- 15．RAP に関するステークホルダー協議では影響住民全体を対象とし、影響住民に過度なプレッシャーを与えないような方法での実施を検討すること。

以上